

会 見 年 月 日	令和6年1月24日（水曜日）	
担 当 課	市民部環境課	（担当者名：丸尾、林）
問い合わせ先	TEL：0791-43-6821（内線：2226）	FAX：0791-43-6892

「赤穂市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画）」の一部改定について

1. 趣 旨

赤穂市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画）の一部改定について

2. 内 容

「赤穂市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画）」に定めている「温室効果ガス排出量目標値」を改定しました。

令和3年3月に改定した「赤穂市環境基本計画」では、『2050年に向け、脱炭素化を探求する』旨を表明しており、令和4年7月には、ゼロカーボンシティ宣言を行い、脱炭素社会の実現に向け、事業を推進しています。

地球温暖化対策を取り巻く状況の変化から、2030年度温室効果ガス排出量目標値について、国は令和3年10月46%、県は令和4年3月48%にそれぞれ改定を行っています。

この度、本市においても、国及び県の目標値との整合を図るため、令和3年3月改定版の「赤穂市環境基本計画」に定めている「温室効果ガス排出量目標値」を国よりも高い県と同じ目標値に改定し、引き続き脱炭素社会の実現に向けて取り組むこととします。

3. その他

計画書は、市ホームページ、環境課、各地区公民館でご覧いただけます。

赤穂市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画）第3章第2節（一部抜粋）

第2節 脱炭素社会への探求と適応のまち

—環境と成長の好循環—

近年、気候変動の影響は顕在化し、豪雨などによる自然災害の増加や暑熱による熱中症の増加、農業や水産業への影響など、暮らしや事業活動に影響を及ぼしつつあります。

世界中が脱炭素化社会に向け、舵を切っており、できるだけ地球温暖化の要因となっている温室効果ガス排出量の削減（緩和策）と生じる気候変動の影響に備え、適応する（適応策）ことの両輪を地域でも進めていく必要があります。

このため、脱炭素化社会へ転換していくための道筋の検討や気候変動の影響への備えのため、目標値を下記のとおり設定し、取組を進めます。目標値は、国や県の目標水準を目指すものとし、令和32（2050）年に向けては、脱炭素化を探求するものとしします。

また、本市は、排出量の大部分を産業部門が占め、その多くをグローバルな影響を大きく受ける企業の排出量が占めることから、それらの大企業を除いた中小企業および家庭部門、運輸部門、廃棄物部門の市の施策の影響が大きい部門と区別し、把握・分析を行い、施策検討を行います。

本節を、本市の地球温暖化対策の推進に関する法律に規定される地球温暖化対策実行計画として位置づけ、下記の温室効果ガス排出量目標値は、区域施策編における目標値とします。また、事務事業編における目標は、区域施策編の業務部門の水準を目指すものとし、公共施設の再編などの進捗を踏まえ、進行管理を行うものとしします。

表 温室効果ガス排出量目標値

(万 t -CO2/yr)

	2013 年度	2030 年度目標	削減率
産業部門（※）	313	167	46%
業務部門	9	3	66%
家庭部門	8	3	62%
運輸部門	29	15	48%
廃棄物部門	1	1	0%
合計	360	189	48%

※産業部門にはエネルギー転換部門、工業プロセス部門を含む。